

## 停留ビザ

## 語学研修ビザ

### 1、対象者

教育部認定の大学付属の語学センターで中国語を勉強する方（大学からの交換留学も含む）

(教育部の認定を受けている学校は、「教育部認定の語学センター一覧表」をご参照下さい。)

### 2、必要書類

(1) 旅券：原本とコピー1通（申請時において残存期間6ヶ月以上）

(2) ビザ申請書：1通

（オンライン登録したもので、本人の署名が必要。未成年者は保護者も署名してください。）

(3) カラー・背景無地白色の証明写真：2枚（縦4.5cm×横3.5cmのパスポートサイズ、頭頂から頸までの長さが3.2~3.6cmで、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの）

(4) 学校の入学許可書：原本とコピー1通

(5) 留学費用証明（50万円以上の銀行残高証明など、未成年の方は保護者名義のものでも可）

(6) 学習計画書（所定フォーム）

(7) 往復のEチケットまたは航空券の予約確認書

(8) 海外旅行保険の加入証明書または加入確認書類

（所定フォーム「保険加入確認書」+関連書類のコピーでも可。）

(9) 【交換留学の方】所属大学から最近3ヶ月以内に発行された在学証明書

(10) 【未成年者】

未成年の申請者は、①保護者の同意書、②パスポートまたは運転免許証のコピー（空白部分に署名必要）1通、③住民票（3ヶ月以内に発行の世帯全員の全部事項証明書）が必要です。

(11) ビザ費用：最新の手数料一覧表をご参照下さい。

### 注意事項：

- 原則として延長可能、入国回数シングルのビザが発給されます。入境期限を超えて滞在する場合は、現地の内政部移民署で延長手続きをお願いします。やむをえない理由でマルチプルのビザを申請したい場合、詳細を記した理由書をあわせてご提出ください。
- 連續して満4ヶ月以上在学し、尚且つ3ヶ月分以上の学費を納めた場合、外交部領事事務局で居留ビザへの切り替え申請ができます 詳しくは、各申請機関に確認して下さい。
- 【未成年者】ビザの申請書の申請者署名横の空欄に保護者の方もサインをお願いいたします。 例) 鈴木花子（母）、鈴木一郎（父）